平成２３年（フ）第７６号
福岡県八女市立花町下辺春2249番地１
債務者　大坂智津子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１７７号
宮崎県都城市久保原町５街区16号
債務者　臼井ユミ子
１　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８８号
宮崎県小林市野尻町東麓5021番地４
債務者　伊東　裕也
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１８７号
宮崎県延岡市野地町６丁目5354番地４
債務者　平野　美祈（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２０１号
宮崎県日向市大字富高732番地22
債務者　奈須　泰典
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２０２号
宮崎県日向市大字富高732番地22
債務者　奈須佐和子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第２０４号
宮崎県日向市大字財光寺1366番地93
債務者　坂本由美雄
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０１号
鹿児島県奄美市名瀬久里町21番43号、旧住所鹿児島県奄美市名瀬浜里町18番地５―306号
債務者　川畑　政和
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１０５号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊111番地市営住宅３号
債務者　神谷　敦子（旧姓仲）
１　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第１４４号
鹿児島県姶良市蒲生町漆354番地打越より子方、住民票上の住所鹿児島県霧島市霧島田口2606番地42
債務者　勝目カズヱ
１　決定年月日時　平成23年12月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２３年（フ）第４３１号
秋田県男鹿市船川港船川字泉台67番地66
債務者　半澤　国夫
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３５号
秋田県潟上市天王字追分西３番地18泉美枝子方
債務者　藤村　繁子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３７号
秋田県潟上市天王字持谷地119番地５
債務者　齋藤　　修
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４０号
秋田市泉中央４丁目７番23号
債務者　髙橋　裕之
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４１号
秋田市泉中央４丁目７番23号
債務者　髙橋　　歩（旧姓冨野）
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４５号
秋田市大住２丁目20番15号　県営大野住宅15―203号
債務者　川﨑　信一
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４６号
秋田市大住２丁目20番15号　県営大野住宅15―203号
債務者　川﨑美代子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４７号
秋田県南秋田郡八郎潟町字中田269番地　町営羽立住宅４―２
債務者　小柳由紀子
１　決定年月日時　平成23年12月21日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部